

用語集

か行

仮設処理施設	災害廃棄物処理のために仮置場に設置する仮設の破碎施設、選別施設、焼却炉等のこと。	P9, 17, 27
片付けごみ	被災後に一般家庭の片付けによって排出される粗大ごみや不燃ごみ等のこと。	P5, 15, 20, 23, 35
仮置場	被災建物や廃棄物の速やかな解体・撤去、処理・処分を行うために廃棄物等を一時的に保管しておく場所のこと。	P10, 17, 18, 19, 20, 24, 27, 39, 40 他
環境モニタリング	廃棄物処理現場（建物の解体现場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等について定期的に調査を行い、その環境の人への影響を評価すること。	P24, 27, 28, 40
帰宅困難者	大規模災害が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、区内に存する事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、もしくは来所した者等で、徒歩等により容易に帰宅することが困難な者のこと。	P23, 32, 36
広域処理	災害廃棄物の中間処理において、特別区で処理しきれない場合に、都を通じて他県等へ協力を要請して処理を行うこと。	P9, 27
公費解体	個人等が所有する家屋等で被害を受けたものについて、所有者の申請に基づき、区が所有者に代わって実施する解体のこと。	P28

さ行

災害対策本部	災害対策基本法第 23 条、第 23 条の二に基づき、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、防災の推進を図るために必要があると認めるときに、都道府県知事、区市町村長が設置する組織のこと。	P11, 21
災害廃棄物	災害によって発生するがれき、その他の廃棄物及び避難所ごみ、仮設トイレや家庭で使用した携帯トイレ等のし尿の総称。	P1, 2, 5, 11, 19, 27 他
災害廃棄物処理実行計画	発災後に策定される計画であり、被災地域の様相を考慮したうえで、実際に災害廃棄物を処理する方法について記載した計画のこと。	P10, 22, 27
最終処分	廃棄物を最終的に処分すること。廃棄物は、収集された後、焼却等の中間処理を経て最終処分される。最終処分のほとんどは埋立処分によって行われる。	P9, 15, 22
資源化物一時保管場所	破碎等の処理が終了し、資源物として再利用が可能になったがれきのうち、利用先が決まるまでの間、必要に応じて一時的に保管しておく場所のこと。	P9, 22
生活ごみ	一般家庭から排出される片付けごみと、避難所から排出される避難所ごみの総称。計画では、通常生活により排出されるごみは含まない。	P5, 10, 15, 17, 23, 35, 36

用語集

全壊	住家が居住のための基本的機能を喪失したもの（住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの）、または住家の損失が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、住家の倒壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の重要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が、50%以上に達した程度のものでされている。	P13, 32, 35
----	---	-------------

た行

地域防災計画	災害対策基本法第 40 条又は第 42 条の規定に基づき、都道府県防災会議又は市町村防災会議（市町村防災会議を設置し内市町村にあっては、当該市町村の市町村長。同法第 110 条の規定により、特別区は市とみなす）が策定する計画のこと。	P3, 11, 25 他
東京二十三区清掃一部事務組合 （清掃一組）	平成 12 年 4 月に特別区が地方自治法第 284 条に定める一部事務組合として設置した特別地方公共団体で、特別区内から発生する一般廃棄物の中間処理を行っている。管理者は、特別区の区長より互選される。事務内容は、①焼却施設の整備及び管理運営、②ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理の施設の整備及び管理運営。なお、清掃工場等の運営に係る経費は、特別区の分担金（主にごみ量による分担金）、清掃工場搬入時に徴収する手数料、資源の売却等の歳入により賄っている。	P2, 3, 9, 11, 14, 15, 22, 30
東京二十三区清掃協議会 （清掃協議会）	廃棄物の収集及び運搬に係る請負契約の締結に関する事務を管理し及び執行するため、東京 23 区及び東京二十三区清掃一部事務組合が設置した協議会のこと。	P2, 3, 9, 11, 15, 21, 22, 23
道路啓開	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両等の交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去のうえ、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。	P5, 10, 17, 24
特別区災害廃棄物処理 対策本部	災害発生後に特別区全体の災害廃棄物処理を円滑に進めるために、特別区、清掃一組及び清掃協議会で組織する会議体のこと。	P9, 11, 17, 23, 30

は行

廃石綿等	吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材、石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート等のこと。特別管理産業廃棄物に該当する。	P7, 40, 41
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の倒壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、倒壊部分はその住家の延べ床面積の 20%以上・70%未満のもの、または住家の重要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上・50%未満のものでされている。	P13, 32, 35
避難所ごみ	避難所生活によって排出されるごみのこと。	P5, 10, 15, 20, 23, 36
便乗ごみ	災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業系ごみ、危険物等の総称。	P20, 24

フレコンバッグ	フレキシブルコンテナバッグの略称。ポリエチレンやポリプロピレン等の化学繊維で製造された袋で、穀物や土砂のような粒状物質の運搬・梱包に適している。また、土砂を詰めたものは土嚢として活用することが出来る。	P40
---------	--	-----

ら行

臨時集積所	住民が自ら片付けごみ等を持ち込む場所として設置する。区立公園や児童遊園を想定している。	P15, 17, 20, 23
-------	---	-----------------

アルファベット

D. Waste-Net	災害廃棄物処理支援ネットワークのこと。有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等を主なメンバーとして構成する人的支援ネットワークである。国が集約する知見、技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげることを目的として構築された。	P25
PCB	ポリ塩化ビフェニルの略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高い等、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙等様々用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。	P7, 41

目黒区災害廃棄物処理計画

主要印刷物番号

3 - 43 号

令和4年3月発行

発行 目黒区

編集 目黒区環境清掃部清掃事務所

東京都目黒区目黒本町二丁目13番19号

目黒区環境清掃部清掃リサイクル課

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03(3715)1111(代表)

編集協力 応用技術株式会社